

9 国及び地方公共団体における進捗率の把握状況

(第6次十箇年計画における進捗率の考え方)

第6次十箇年計画において成果目標とされている進捗率は、図表9-①のとおり、地籍調査の対象面積（全国土面積から国有林野、公有水面等の面積を除いた面積）に対する地籍調査実施地域の面積の割合とされている。

また、地籍調査実施地域の面積は、(a)市町村等が行う地籍調査の実施面積、(b)国が行う基本調査の実施面積、(c)国土調査法第19条第5項の規定に基づく国土調査以外の測量及び調査の成果等による面積の合計となっている。

図表9-① 第6次十箇年計画における進捗率の考え方

進捗率 =	地籍調査実施地域の面積	⇒	市町村等が行う地籍調査の実施面積 + 国が行う基本調査の実施面積 + 国土調査法第19条第5項の規定に基づく国土調査以外の測量及び調査の成果等による面積
	地籍調査の対象面積	⇒	全国土面積から国有林野、公有水面等面積を除いた面積

(注) 当省の調査結果による。

(国における進捗率の把握)

国土交通省は、市町村等における地籍調査の実施状況等を把握するため、毎年度、都道府県に対し、地籍調査の対象面積、市町村等が行った地籍調査の実施面積、地籍調査実施地域の面積等を市町村ごとに記載した地籍調査実施面積等調書（以下「実施面積等調書」という。）の提出を求めている。

一方で、全国における進捗率の算定に当たって、以下のとおり、国土交通省が把握している地籍調査実施地域の面積等と、都道府県が実施面積等調書により報告した地籍調査実施地域の面積等にかい離が生じている。

① 地籍調査の対象面積

地籍調査の対象面積は、国有林野の売却などにより、年度によって変動することが想定される。

国土交通省は、進捗率の把握に当たり、地籍調査の対象面積として、第5次国土調査事業十箇年計画策定時に算定した面積である286,200km²を用いている。

これに対し、実施面積等調書において、平成29年度の地籍調査の対象面積として、都道府県から報告された面積は287,781km²となっており、国土交通省が用いている地籍調査の対象面積を1,581km²上回っている。

② 地籍調査実施地域の面積

国土交通省は、進捗率の把握に当たり、地籍調査実施地域の面積として、同省が自ら整理した面積（注）を用いており、平成29年度時点における地籍調査実施地域の面積を148,597km²としている。

これに対し、実施面積等調書において、平成29年度における地籍調査実施地域の面積として、都道府県から報告された面積は146,704km²となっており、国土交通省が用いている地籍調査実施地域の面積を1,893km²下回っている。

（注）実施面積等調書において報告された「市町村等が行った地籍調査の実施面積」、国土交通省が自ら整理した「基本調査の実施面積」及び「国土調査法第19条第5項の規定に基づく国土調査以外の測量及び調査の成果等による面積」の合算

上記の乖離により、国土交通省が把握している進捗率は、図表9-②のとおり、都道府県が報告した面積に基づく進捗率を1ポイント上回る状況となっている。

図表9-② 国土交通省が把握している進捗率及び都道府県が報告した進捗率（平成29年度末時点）

区 分	国土交通省による把握	都道府県が実施面積等調書で報告	乖離
地籍調査実施地域の面積 (a)	148,597 km ²	146,704 km ²	1,893 km ²
地籍調査の対象面積 (b)	286,200 km ²	287,781 km ²	▲1,581 km ²
進捗率 (a/b)	52.0%	51.0%	1.0ポイント

（注）当省の調査結果による。

（調査対象市町村における進捗率の把握）

調査対象104市町村における地籍調査の進捗率の把握の状況をみると、図表9-③のとおり、国土交通省が、地籍調査の対象面積に含むと整理している土地区画整理事業の実施地域を、地籍調査の対象面積から除外している例（5市町村）がみられた。

また、法務局の地図作成作業の実施地域については、今後、地籍調査を実施する必要性はないものの、国土交通省は、当該地域の扱いを明確にしておらず、調査対象市町村において、当該地域を地籍調査の対象面積に含めている例（4市町村）がみられた。

図表9-③ 調査対象市町村における地籍調査の対象面積の考え方の例

区 分	概 要
土地区画整理事業の実施地域を地籍調査の対象面積から除外	土地区画整理事業の実施地域については、一定程度地籍が明らかになっている地域として、第6次十箇年計画における「優先的に地籍を明確にすべき地域」からは除外されているものの、地籍調査の対

している例 (5市町村)	象面積に含むと整理されている。 一方で、調査対象市町村の中には、一度国費を投入して事業を実施しており二重投資につながるためなどとして、土地区画整理事業の実施地域を地籍調査の対象面積から除外している例がみられた。
法務局等の地図作成作業の実施地域を地籍調査の対象面積に含めている例 (4市町村)	法務局の地図作成作業の実施地域については、今後、地籍調査を実施する必要性はない。 一方で、国土交通省は、都道府県及び市町村に対し、地籍調査の進捗率の算定における地図作成作業の実施地域の取扱いを明確にしていない。 このため、調査対象市町村の中には、地図作成作業の実施地域を地籍調査の対象面積に含めている例がみられた。

(注) 当省の調査結果による。

また、当省の調査において、調査対象104市町村における地籍調査の実施面積を把握したところ、図表9-④のとおり、年度によって、実施面積等調書において報告されている面積と、当省が市町村から把握した面積にかい離が生じているものが41市町村(39.4%)みられた。

図表9-④ 調査対象市町村における地籍調査の実施面積に係る実施面積等調書と当省が把握した実施面積のかい離の状況

(単位：市町村、%)

区 分	市町村数
平成22年度から29年度の間における地籍調査の実施面積について、実施面積等調書と当省が把握した面積にかい離がある	41 (39.4)
上記以外	63 (60.6)
合 計	104 (100)

(注) 1 当省の調査結果による。

2 表中 () は、「合計」に占める割合を示す。

かい離が生じている理由について、和歌山県内の市町村(6市町村)においては、毎年度、年度末時点での面積により実施面積等調書を作成、報告した上で、和歌山県として、都道府県知事による認証が行われたものから、順次、認証が行われた面積に補正しているためとしている。

一方、実施面積等調書において、再調査の実施面積を新たに地籍調査を実施した面積として記載した、報告の対象とならない基準点の改測の実施面積を記載したなど実施面積等調書の誤記としている例(3市町村)や、かい離の理由が不明であるとしている例(3市町村)など、実施面積等調書において国土交通省に報告された地籍調査の実施面積が、市町村における実態を正確に反映していない状況がみられた。